



岩美町公告第17号

公 告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づく岩美町地域計画（案）を基盤法第19条第7項の規定に基づき公告し、次により縦覧に供する。

令和7年3月12日

岩美町長 長 戸 清



- 1 岩美町地域計画（案）の縦覧期間
自 令和7年3月12日
至 令和7年3月25日
- 2 岩美町地域計画（案）の縦覧場所
岩美町役場農林水産課 鳥取県岩美郡岩美町大字浦富675番地1
岩美町ホームページ
- 3 意見書
基盤法第19条第7項の規定に基づき、当該計画の利害関係者は、町に意見書を提出することができる。
- 4 意見書の提出方法
意見書の提出は、直接岩美町役場に提出するか又は郵送によるものとする。
なお、意見書の様式は任意様式とする。
- 5 意見書の提出期限
意見書の提出期限は縦覧期間内とする。